

「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」に基づく具体的施策の早期実現を求める意見書

平成 24 年 6 月 21 日に超党派の議員により提案された「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」が、衆議院本会議において全会一致で可決成立しました。

この法律は、一定の線量以上の放射線被ばくが予想される「支援対象地域」からの避難、居住、帰還といった選択を被災者が自らの意思によって行うことができるよう国が責任を持って支援しなければならないと、定めています。

すなわち、原発事故で避難した方には国の避難指示の「ある」、「なし」に関わらず移動・住宅・就学・就業、移動先自治体による役務の提供を、避難しない方には、医療・就学・食の安全・放射線量の低減・保養を支援すること、更に家族と離れて暮らすことになった子どもに対する支援を定めたものであります。

しかし、法の条文には「支援対象地域」の具体的な範囲設定については、うたわれていません。本法律は、総じて理念法の色彩が濃く、直ちに予算措置の裏付けをもった個別施策が実施されるわけではありません。支援施策の詳細についても定められていません。

また、一人ひとりの被災者、特に子どもたちに対する具体的な支援施策の早期実施と充実が求められていますが、いまだに「基本方針」は策定されておらず、具体的施策を実施するための予算措置も講じられていません。

本法律の理念を実現するうえで、一日も早く「基本方針」を策定することが不可欠であり、「基本方針」策定の過程においては、被災者・避難者らの直面する困難な状況に対して、その声に真摯に耳を傾け、必要な施策が一日も早く実現されるような取り組みが必要であります。

よって、政府は、下記の事項について早期に実現するよう対策を求めます。

記

- 1 公衆の追加被ばく限度である年間 1 ミリシーベルトを超える放射線被ばくを余儀なくされている地域全体を「支援対象地域」とすること。
- 2 原発事故によって生活を奪われ、被災生活を余儀なくされている方々の力となるよう「基本方針」を一日も早く定め、被災者の声を反映した実効性のある具体的な支援策を早期に実現すること。
- 3 健康被害の未然防止の観点から、定期的な健康診断や医療費の減免に関する規定を早期に定めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 25 年 6 月 27 日

福島県伊達市議会議員 吉田 一政

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
復興大臣（原発事故再生担当） 根本 匠 様